

○観音寺市行政改革推進委員会委員公募要領

平成24年5月1日訓令第10号

改正

令和3年3月17日訓令第8号

令和4年3月28日訓令第2号

令和8年5月15日訓令第5号

観音寺市行政改革推進委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市行政改革推進委員会規則（平成24年観音寺市規則第16号）第3条第2項の規定に基づき、観音寺市行政改革推進委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募は、次に掲げる事項について、広報紙、ホームページ等を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 主な協議内容
- (3) 委嘱期間
- (4) 申込者の資格
- (5) 公募人数
- (6) 申込方法及び期限
- (7) 選考結果
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要と認める事項

(応募資格)

第3条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市に引き続き1年以上住所を有していること。
- (2) 委嘱日の属する年の4月1日現在で18歳以上であること。
- (3) 夜間開催される会議に出席できること。

(4) 本市の市議会議員又は職員でないこと。

(応募方法)

第4条 委員の応募方法は、観音寺市行政改革推進委員会委員公募申込書（様式第1号。以下「公募申込書」という。）によるものとする。

2 前項に規定する公募申込書は、別に定める期日までに政策部企画課に提出しなければならない。

3 応募が郵送による場合は、別に定める期日までの消印のあるものを有効とする。

4 前3項の規定にかかわらず、委員の応募方法は、別に定める期日までに観音寺市行政改革推進委員会委員公募申込フォーム（電子計算機を利用して、第1項の公募申込書の内容を入力できる申込フォームをいう。）から送信することをもって公募申込書に代えることができる。

(選考方法等)

第5条 応募者の中から委員を選考するため、政策部長、総務部長、政策部企画課長及び総務部総務課長で構成する観音寺市行政改革推進委員会委員選考審査会（以下「選考審査会」という。）を置く。

2 選考審査会は、提出された公募申込書により委員を選考し、選考結果を市長に報告しなければならない。

3 選考審査会は、非公開とする。

4 選考審査会の庶務は、政策部企画課で行う。

(選考の結果)

第6条 市長は、前条の選考審査会において選考したときは、応募した者に対し、その結果を通知するものとする。

(委嘱)

第7条 市長は、選考審査会で決定した者を委員に委嘱するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日訓令第 8 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日訓令第 2 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 15 日訓令第 5 号）

この要領は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。